

## 社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する指定訪問入浴事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「看護・介護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、又居宅における入浴の援助を行うことによって利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る目的において適正な訪問入浴介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の看護・介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるようその有する能力に応じ居宅における入浴の援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
- ② 所在地 鳥羽市大明東町2番5号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は、本会会長（以下「会長」という。）の命を受けて事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- ② 看護職員 3名（非常勤3名）  
看護職員は、利用者宅の各種調整、訪問入浴介護に対する技術指導、訪問入浴介護計画の作成等を行い、さらに、自らも指定訪問入浴事業の提供に当たるものとする。
- ③ 介護職員 9名（常勤1名、非常勤8名）  
介護職員は、訪問入浴介護業務に当たる。

### (設備及び備品等)

第5条 事業所に必要な区画を設け、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の備品を備える。

- ① 事業所に訪問入浴車両2台を配備する。

- ② 事業所及び離島4島（5町）各地区に指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の備品を備える。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、12月29日から12月31日までの日、並びに1月2日及び同月3日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（訪問入浴介護の内容及び利用料等）

第7条 指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

① 訪問入浴介護

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

通常の実施地域を超えた地点から、1kmあたり20円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、事前に文章で説明したうえで支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問入浴介護職員は、指定訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医または、あらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施地域は、鳥羽市の区域とする。

（苦情処理）

第10条 事業所は、提供した指定訪問入浴に対する利用者又は、その家族からの苦情・ハラスメントに対して迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他、必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生等の対応）

第11条 会長は利用者に対する指定訪問入浴の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（ZOOM 等リモート会議を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 14 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ZOOM 等リモート会議を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問入浴担当職員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第 15 条 事業の実施中に天災その他災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対応方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営について留意事項)

第 16 条 指定訪問入浴介護の提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人介護職員 2 人をもって行うものとし、次の旨を具体的取り扱い方針とする。

- ① 利用者及び家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行う。
  - ② 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
  - ③ 設備器具その他の用品の使用に際して、安全及び清潔の保持に留意し、1回の訪問につき消毒したものを使用する。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、この職を退いた後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に謳うものとする。
  - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 2 2 日から施行する。

## 協力医療機関との契約の内容

社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会が市内利用地区において、指定訪問入浴介護事業所運営規程をもって指定訪問入浴介護事業を実施するにあたって下記の医療機関について事前協力を得るものとする。

医療機関名	住 所	協力の具体的内容
長岡診療所	鳥羽市相差町 1028-1	入浴に関する医師の事前意見書作成、入浴実施中の緊急時の連絡対応
鏡浦診療所	鳥羽市浦村町 1373	
鏡浦診療所石鏡分室	鳥羽市石鏡町 151	
鏡浦診療所今浦分室	鳥羽市浦村町 244-4	
桃取診療所	鳥羽市桃取町 219	
坂手診療所	鳥羽市坂手町 178	
菅島診療所	鳥羽市菅島町 46	
神島診療所	鳥羽市神島町 85-2	
その他の医療機関		

※ 対象者（利用者）の主治医が上記以外の場合は、指定訪問入浴事業所運営規程をもって指定訪問入浴介護事業を実施するにあたって当該医療機関について事前協力を得ていくものとする。